

告 示

埼玉県選挙管告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、深谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があつた。

令和八年八月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
くれよんかん	埼玉県深谷市萱場十四番九号	深谷市長	六十人